

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年9月28日
【事業年度】	第11期(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
【会社名】	株式会社Birdman
【英訳名】	Birdman Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊達 晃洋
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区松濤1丁目5番3号
【電話番号】	03-6865-1322
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO兼CHRO 三橋 秀一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区松濤1丁目5番3号
【電話番号】	03-6865-1322
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO兼CHRO 三橋 秀一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月
売上高 (千円)	2,133,221	2,121,035	-	-	4,484,483
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	167,600	88,834	-	-	42,997
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (千円)	108,982	591,342	-	-	7,863
包括利益 (千円)	108,515	610,671	-	-	4,216
純資産額 (千円)	1,003,560	428,240	-	-	512,554
総資産額 (千円)	1,396,796	1,388,341	-	-	2,912,285
1株当たり純資産額 (円)	213.10	87.60	-	-	99.69
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	28.58	123.01	-	-	1.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	25.62	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	70.9	30.8	-	-	17.5
自己資本利益率 (%)	17.0	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	35.16	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	88,088	418,068	-	-	157,299
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	148,836	325,881	-	-	35,737
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	560,856	654,486	-	-	612,938
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	793,065	615,125	-	-	1,196,856
従業員数 (名)	87	120	-	-	52

(注) 1. 当社は、2021年1月1日付で当社の連結子会社である株式会社カラス、株式会社噂、株式会社円卓、株式会社Spark、株式会社arca及び株式会社BIRDMANを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第9期及び第10期は連結財務諸表を作成しておりません。そのため、第9期及び第10期に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2019年3月29日付で東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から第7期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。第8期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第8期及び第11期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第8期及び第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

6. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第10期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月
売上高 (千円)	1,803,752	1,496,119	1,757,903	3,367,985	3,058,502
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	113,651	10,121	208,316	229,836	48,538
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	62,537	585,077	49,620	187,081	1,313
持分法を適用した場合の投資損失 ( ) (千円)	-	-	5,694	2,393	-
資本金 (千円)	340,983	355,858	390,763	392,951	397,905
発行済株式総数 (株)	2,323,500	2,444,000	2,546,400	2,552,200	5,119,300
純資産額 (千円)	859,148	303,820	332,140	526,715	530,175
総資産額 (千円)	1,236,360	1,133,072	1,161,606	1,842,909	2,920,958
1株当たり純資産額 (円)	184.88	62.15	63.60	101.24	103.13
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	16.40	121.70	9.91	36.69	0.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	14.70	-	-	36.60	0.25
自己資本比率 (%)	69.5	26.8	27.9	28.0	18.1
自己資本利益率 (%)	11.7	-	-	44.5	0.3
株価収益率 (倍)	61.28	-	-	31.63	4,946.97
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	123,214	70,071	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	60,753	36,680	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	79,311	176,200	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	495,888	705,479	-
従業員数 (名)	60	62	87	79	52
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	- ( )	108.1 (103.1)	74.8 (131.3)	115.5 (129.4)	126.5 (162.7)
最高株価 (円)	3,455	5,440	2,835	2,739	1,914 (4,050)
最低株価 (円)	1,977	1,251	1,461	1,077	1,078 (1,880)

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

2. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2019年3月29日付で東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から第7期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第8期及び第9期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第8期及び第9期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第7期、第8期及び第11期は連結財務諸表を作成しているため、第7期、第8期及び第11期の持分法を適用した場合の投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
7. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 2019年3月29日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第7期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。また、第8期以降の株主総利回り及び比較指標については、第7期の末日における株価及び株価指数を基準として算定しております。
9. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
10. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、( )内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

当社の創業者である伊達晃洋は、農業ブランドコンサルティングや流通プロモーション、PRに精通する会社に在籍し、メーカーの流通支援を行う部署の立ち上げ等を経験後、2012年7月に当社を創業いたしました。

年月	概要
2012年7月	イベントプロモーション運用サービスを軸としたセールスプロモーションサービス（以下、「SPサービス」という）の提供を目的として、東京都中央区日本橋に(株)エードットを設立（資本金3,000千円）
2015年1月	本社を東京都渋谷区南平台町1番9号に移転
2015年12月	本社を東京都渋谷区桜丘町24番4号に移転
2015年12月	サービス・商品の広報活動の支援を目的としてパブリック・リレーションズサービス（以下、「PRサービス」という）を開始
2016年4月	スポーツをテーマとした『アスラボ』サービスを提供する完全子会社の(株)アスラボ（旧：(株)エードット・マネジメント）を設立
2016年8月	クリエイティブサービスの提供を目的として、完全子会社の(株)カラスを設立
2016年12月	バズ（情報の話題拡散）サービスの提供を目的として、完全子会社の(株)噂を設立
2017年6月	本社を東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号に移転
2017年7月	SPサービスの一部である「イベントプロモーション運用サービス」を事業譲渡
2017年9月	完全子会社の(株)UMIU（2016年12月設立）を(株)エードット・アジアに商号変更し、アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングサービスの提供を開始
2018年4月	採用活動や人材育成に関するコンサルティングサービスを目的として、完全子会社の(株)Sparkを設立
2018年7月	コンサルティングサービスの提供を目的として、完全子会社の(株)ARUYOを設立
2018年10月	日本と中国間におけるインバウンド・アウトバウンドに関わるコンサルティング事業を行う、合併会社の北京伊藤商貿有限公司（現関連会社）を設立
2019年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年5月	完全子会社である(株)アスラボを株式譲渡
2019年6月	完全子会社である(株)ARUYOを解散
2019年7月	本社を東京都渋谷区松濤一丁目5番3号に移転
2019年7月	完全子会社である(株)エードット・アジアを(株)円卓に商号変更
2019年10月	ブランディングサービスの提供を目的として、完全子会社の(株)arcaを設立
2019年11月	クリエイティブサービスの提供を目的として、(株)BIRDMANの株式を取得
2019年11月	完全子会社である(株)ARUYOが清算終了
2019年12月	北京伊藤商貿有限公司が、第三者割当増資により、連結子会社から持分法適用会社へ移行
2021年1月	(株)カラス、(株)噂、(株)円卓、(株)Spark、(株)arca及び(株)BIRDMANを吸収合併
2021年2月	(株)Birdmanに商号変更
2021年9月	事業領域を広告・プロモーションからエンターテインメント市場まで拡張させることを目的として、エンターテインメント・トランスフォーメーション事業（以下、「EX事業」という）を新設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズからグロース市場に移行
2022年7月	EX事業の強化を目的として、完全子会社の(株)Entertainment Nextを設立

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「夢を応援する社会をつくる」ということをミッションに掲げ、当社（株）Birdman）、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社により構成されております。

主たる業務として、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるため、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供するマーケティング・トランスフォーメーション事業（以下、「MX事業」という。）及びコロナ禍で試行錯誤の続くエンターテインメント業界をアップデートするべく、当社グループの主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら新しいエンタメの形を創出することを目的としたEX事業を行っております。

「ブランド」は、差別化要因としてユーザーの意識の中に構築されるポジティブイメージであり、情報や視覚、接触、体験等を通じて蓄積される無形の資産であります。当社グループはそうした無形の資産であるブランドを顧客企業そのものや商品・サービスに関して構築するため、様々なサービスを内製化し、種々のソリューションサービスを提供しております。

また、当社グループは、顧客の顕在化したニーズだけではなく潜在的なニーズも引き出し、各ニーズに合うような様々なサービスを組み合わせた提案を行い、元請から下請に至る多段階構造ではなくワンストップでソリューションを提供することが可能となっております。さらに、各サービスの内製化により迅速な対応及び顧客へのコストメリットの創出が可能です。その他、アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングを行う「クロスボーダー・ブランディングサービス」があります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、MX事業及びEX事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

会社名	主な役割	分類
(株)Birdman	[MX事業] ・実行まで見据えたデジタルコアな戦略立案や事業企画 ・広告キャンペーン及び戦略的PRの企画遂行 ・社会課題解決を目的としたコミュニケーション ・メタバース型バーチャルプラットフォームサービスの提供 ・SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の提供 [EX事業] ・アーティストのマネジメント及びプロデュース ・マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営 ・ファンクラブ運営 ・デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信	当社
(株)Entertainment Next	[EX事業] ・アーティストのマネジメント及びプロデュース ・マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営 ・ファンクラブ運営 ・デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信	連結子会社
北京伊藤商貿有限公司	[MX事業] ・中国進出を目指す日本企業、日本進出を目指す中国企業に向けたクロスボーダー・コンサルティングサービスの提供	持分法適用関連会社

主要サービスの具体的な内容は、次のとおりであります。

(1) SPサービス

SPサービスは、商品やサービスの売上の拡大を目的とした一般消費者の認知度・購買意欲の向上等、顧客企業が抱える課題解決のための各種ソリューションを提供しております。具体的には、プレゼントキャンペーンや他商品とのタイアップ施策等の店頭プロモーションの企画・制作、試供品等の配布により需要を喚起するサンプリング、ソーシャル・ネットワーキング・サービス・デジタルコンテンツ等と連動したキャンペーンやイベントの企画・運営、テレビCMの制作及びそれに伴うタレント等のキャスティングの企画・交渉・手配等、顧客企業のニーズに合わせ様々なソリューションを提供しております。

(2) PRサービス

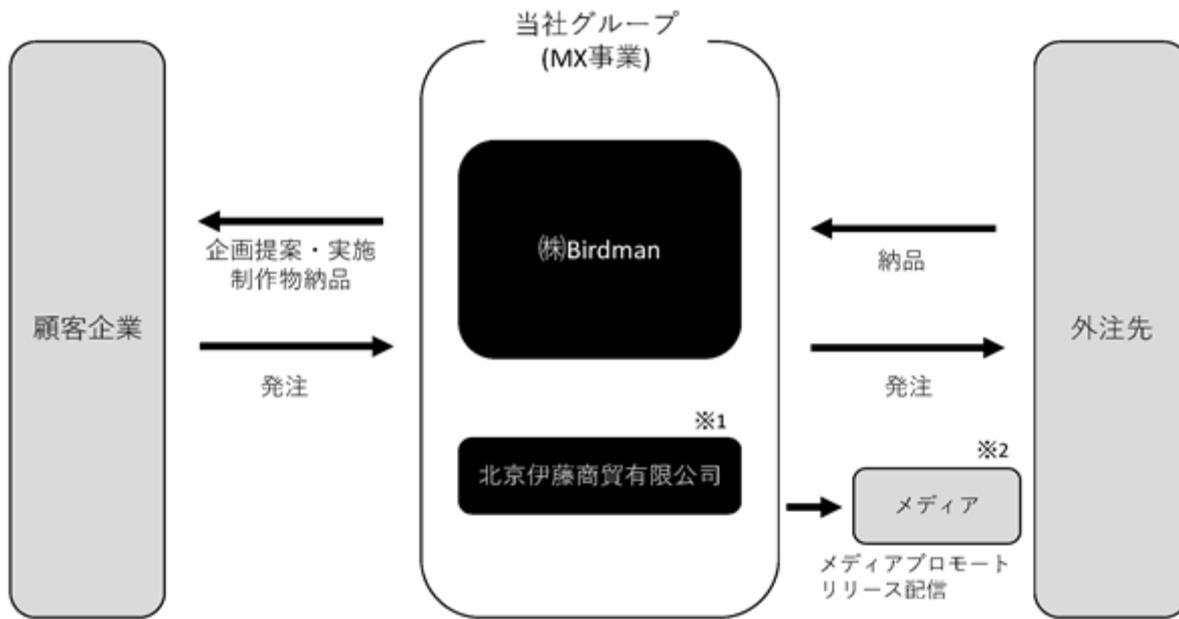
PRサービスでは、顧客企業の商品・サービスがメディアに記事・ニュースとして取り上げられ消費者の注目を集めるよう、商品やサービスのPR戦略の企画立案から携わり、メディアプロモート、PRイベントの実施・運営等を行っております。従前、消費者はテレビCMから多くの情報を得ておりましたが、現在はスマートフォンの普及等によりテレビCM以外のインターネット等のメディアから得る情報量が大幅に増加しております。そのため当社のPRサービスでは、顧客企業の商品・サービスの認知度や消費者の購買意欲を向上させるために、テレビCMだけに偏ることなく、新聞、Webサイト、雑誌、ラジオ等様々な媒体へアプローチする提案を行っております。

(3) クリエイティブサービス

当社のクリエイティブサービスは、顧客企業のブランドイメージや商品・サービスの強みをキャッチコピーやロゴ・マーク等により具現化することで、消費者に選ばれるブランドづくりを支援しております。具体的にはマーケティング・ブランディング戦略の策定から、C I ( 1 )、V I ( 2 )の立案、ホームページ等Webサイトの企画・制作、コピーライティング、ポスター・グラフィックの企画・制作等を行い、企業や商品・サービスのイメージを視覚的に印象付けることを行っております。

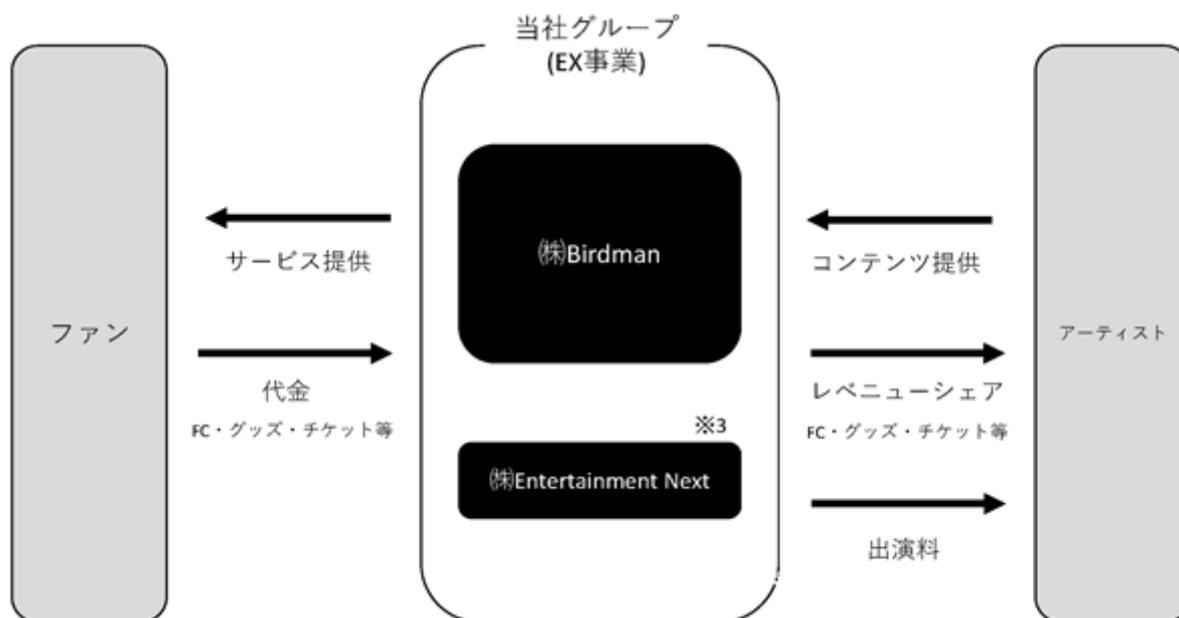
- ( 1 ) C Iとはコーポレート・アイデンティティの略で、企業が自社の理念や特性をロゴやキャッチコピー等により明確にすることで、企業内外に統一したイメージをつくり、企業の存在価値を高める企業戦略のことです。
- ( 2 ) V Iとはビジュアル・アイデンティティの略で、マークやロゴをはじめ、名刺、封筒、Webサイト等により企業理念・ビジョン、商品の価値等を可視化し社会に伝える企業戦略であり、C Iを構成する要素の一つです。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



※1 持分法適用関連会社

※2 テレビ・雑誌・新聞・Webサイト・ラジオ等の媒体



※3 連結子会社

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱Entertainment Next (注)3.4.	東京都渋谷区	10,000千円	EX事業	100.0	役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) 北京伊藤商貿有限公司	中国北京市	599万元	MX事業	25.1	役員の兼任あり

(注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2.有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3.2022年7月1日付で㈱Entertainment Nextを設立しております。

4.㈱Entertainment Nextについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	1,429,581千円
	(2)経常損失( )	718千円
	(3)当期純損失( )	15,002千円
	(4)純資産額	5,002千円
	(5)総資産額	1,850,358千円

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2023年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
MX事業	38
EX事業	6
報告セグメント計	44
全社(共通)	8
合計	52

(注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

2023年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52	34.23	3.23	6,097

セグメントの名称	従業員数(名)
MX事業	38
EX事業	6
報告セグメント計	44
全社(共通)	8
合計	52

(注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(経営方針)

当社グループは、「日本を代表するプロデュースカンパニー」となることを目標に掲げ、MX事業及びEX事業を展開しております。

MX事業では、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるべく、ワンストップでソリューションを提供し、既成概念を打ち破るクリエイティブとビジネスソリューション、さらには、それらを実現するテクノロジーを駆使したアイデアを実装することを通じて、クライアントに貢献してまいります。

EX事業では、エンターテインメント業界をアップデートするべく、アーティストのマネジメント及びプロデュース、マーチャライジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営、ファンクラブ運営、さらには、デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信を推進し、当社グループのクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使した新しいエンタメの形を創出することで、ファンに貢献してまいります。

(経営戦略等)

当社グループは、MX事業及びEX事業の2事業体制となっており、事業ごとに利益管理を行っておりますが、個々のプロジェクトは単発のものも多く、年度ごとの業績は比較的大きく変動します。事業ごとに利益率の差はありますが、次の経営方針を定めております。

MX事業は、既存のマーケティング支援領域に加え、DX、Web3といったデジタルマーケティング支援領域を拡張します。また、アーティスト/イベントと連携した当社グループならではのタイアップ企画等、エンタメを組み込んだ提案力の強化でクライアントを獲得してまいります。

EX事業は、ライブ収入、グッズ販売収入、ファンクラブ収入等の収入の創出と利益率の向上に努めます。また、デジタルマーケティングの知見を活かして、当社グループと契約するアーティストのファンの拡大、国内外問わず新たなアーティストの獲得、さらには、他のエンタメ企業とのアライアンス推進による新規事業を創出します。

MX事業及びEX事業は事業間のシナジーも生みやすく、当社グループとしてさらなる成長を目指します。

(経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等)

当社グループは、安定的な事業成長を通じて企業価値を向上することが重要であると考え、「(売上高-外注費)/売上高」で算定される利益率を、経営の重点指標としております。事業拡大により売上高のさらなる成長を図ると同時に、案件利益率の向上やクリエイターの稼働管理の徹底、ツアーやイベントの収益性を改善することにより、指標の向上を図ってまいります。

(経営環境)

当社グループを取り巻く経営環境は、IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及により変化しており、テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等の既存広告媒体への広告出稿が伸び悩みを見せております。一方で、2022年の日本の総広告費は約7兆円であり、そのうちインターネット広告は約3兆円と日本の総広告費の約43%を占めており、さらなる拡大が予想されます(出所:株式会社電通)。5Gの商用化により通信速度が向上することで情報量が急激に増加し、さらに顧客ニーズが多様化している中で、消費者から選ばれる商品・サービスとなるためには、既存広告媒体を中心とした広告手法にとらわれないマーケティング活動を行い、商品やサービスのブランド価値を高めていく必要があります。

2022年のライブ市場規模は3,984億円であり、前年との比較では260.3%と大幅に増加し、コロナ禍前である2019年との比較では108.7%となりました。また、2022年の動員数は4,831万人であり、前年との比較では211.5%と大幅に増加し、コロナ禍前である2019年との比較では97.5%となっております。(出所:一般社団法人コンサートプロモーターズ協会)。足下の状況としては、イベント開催制限の緩和に伴い、ライブやコンサートを再開する動きも見られており、ライブ市場規模は拡大しております。

(優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

生活者の情報接点は、IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及により変化しております。テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等の既存広告出稿が伸び悩みを見せる中、情報量が急激に増加したことにより顧客ニーズが多様化しております。

また、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化により、アーティストによるコンサートやイベント等は、感染状況に応じたイベント開催制限等の影響を受ける可能性があります。

このような環境の中、継続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、次の課題に対処してまいります。

(1) 優秀な人材の育成及び確保と事業領域の拡大

当社グループは、これまで適任な人材を採用し、サービスラインナップを増やすことで事業領域を拡大してまいりました。サービスラインナップを充実させることで、多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり、顧客から高い評価が得られると考えております。しかしながら、顧客が顧客自身や商品・サービスの認知・販売促進のために求めるサービスは、当社グループのサービスラインナップの枠を越えた領域にも及んでおり、当社グループがさらに顧客ニーズに合ったサービス提案を行うためには、より一層サービスラインナップを充実させ、事業領域を拡大することが必要であると認識しております。

当社グループが提供するサービスの品質は、サービスを提供する人材に依存する部分があるため、当社グループのサービス力の源泉は、発想豊かな優秀な人材により支えられていると認識しております。優秀な人材にとって魅力のあるプロジェクトの提供を続けることで人材流出の防止を図るとともに、新卒・中途採用を積極的に展開し、併せて既存社員の育成に努めてまいります。

(2) アーティストの発掘・拡充

引き続き、日本に限らずグローバルに活躍するアーティストの発掘を行い、当社グループの主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使することで、次世代アーティストがファンや企業との新たなコミュニケーションや関係性を構築し、スターになるためのプラットフォームの実現に努めてまいります。

(3) エンターテインメントコンテンツの開発

IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及による生活者の情報接点の変化や顧客ニーズの多様化、さらには、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化に伴う生活様式の変化により、エンターテインメントの新たな楽しみ方の提案が求められております。このような環境の変化に対応したマーケティング機能の向上と、エンターテインメントコンテンツの開発に努めてまいります。

(4) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、人材や子会社等が増加することが想定され、事業の拡大、継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。当社グループの事業規模に応じた適切な体制の構築が必要となり、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任を明確にすることが重要と認識しております。今後においては、内部管理体制のさらなる強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社グループは、持続的な成長及び企業価値向上のため、効率性の優れた透明性の高い経営に努め、監査等委員会の監督のもと、法令遵守の徹底、適切な資源配分及び意思決定の迅速化等を図っていくことで、中長期的な企業価値の向上を目指しております。経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し、維持していくことが重要であると考えております。

また、急速に変化し続ける経営環境に即応するため、外部環境の変化によるリスク及び機会を把握し、取締役会で対応策について協議しております。社会・環境の変化に伴うサステナビリティに関する取組みについても、今後取締役会で取組内容を共有し、活動の推進を行ってまいります。

### (2) 戦略

当社グループは、持続可能な社会への貢献及び自らの発展を実現させるため、人材を優先すべき資本の一つと位置付け、年齢、学歴、性別及び国籍等にとらわれず、各個人の能力に基づく採用を進めております。また、多様な人材が活躍できるように、働きやすい環境づくり及び人事制度の構築に継続的に取り組んでおります。当社グループでは以下の施策を講じておりますが、今後さらに多様性の確保に向けた社内環境整備を行ってまいります。

働きやすい環境づくり	人材育成・福利厚生	健康管理・促進
・柔軟な働き方の提供 (テレワークやフレックス制度等)	・新入社員研修の実施	・産業医の設置
・男性の育児休業取得の推進	・リスクリング等、自分磨きに対する手当の支給	・健康診断の実施
・有給休暇取得の推進	・コミュニケーション促進を目的としたランチ代に対する手当の支給	・ストレスチェックの実施
・社内通報窓口の設置	・上記以外の多様な福利厚生	・衛生委員会の設置

### (3) リスク管理

当社グループは、「リスク管理規程」等に基づき、取締役会やその他の社内会議等を通じてリスクの識別・評価・管理を行うためのプロセスを整備し、リスクの未然防止及び損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士及び社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員会監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。そのほか、サステナビリティ関連のリスクも把握し、取締役会において方針の立案及び施策の進捗状況管理を行っていく方針であります。

### (4) 指標及び目標

当社グループは、年齢、学歴、性別及び国籍等を区別することなく、意欲と能力のある従業員が平等に活躍し、管理職に登用される機会が得られるような働きやすい環境づくり及び人事制度の構築に努めております。従業員が最大限の能力を発揮できるように意欲と能力のある従業員を育成し、適切な人材を管理職として登用していく方針ですが、現状、人材の多様性の確保を含む人材の育成方針や社内環境の整備方針に関する具体的な指標及び目標については定めておりません。

また、優秀な社員が安定的に働けるように有給休暇取得率及び男性の育児休業取得率の向上を目指し、働きやすい環境づくりの構築等に努めております。

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、有価証券報告書の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 景気の変動

企業の広告宣伝・広報関連予算は企業の景況に応じて調整されやすく、景気動向に影響を受けやすい傾向にあります。当社グループの売上高は、当該予算に依拠する傾向が強いことから、今後景況感が悪化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、短期的な不況に耐えうる財務体質の強化を目指しております。

#### (2) 災害・事故等に関わるリスク

企業の広告宣伝・広報関連予算は、自然災害、電力その他の社会的インフラの障害、通信・放送の障害、流通の混乱、大規模な事故、伝染病、戦争、テロ、政情不安、社会不安等が発生した場合、その影響を受けやすい傾向にあります。従って、これらの災害・事故等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、大型案件の失注や当初予定していたイベントが中止になる等の可能性があります。このような状況下において、当社グループは引き続き新型コロナウイルス感染症には十分注意しながら、売上高の確保及び資金繰りの安定化等に取り組みながら事業を継続してまいります。収束状況や事態が長期化する場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループでは従業員に対するテレワークの導入、原則出張の禁止、毎日の検温等、従業員の安全と健康を最優先した対応を徹底することにより、感染リスクの最小化を図っております。

#### (3) 特定の取引先への依存

当社グループは成長過程にあり、大型案件の受注や取引規模の拡大に至った際等、特定の取引先への依存度が高い状態になる傾向があります。従って、大型取引先の方針の変更によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、特定の取引先からの受注や失注が業績に大きな影響を及ぼすことのないよう、さらなる新規顧客を獲得する努力をしております。

#### (4) 大規模コンサートの開催による業績の変動

大規模なコンサートを開催した場合、その期間の売上高を急増させます。想定通りに開催できた場合は、売上高が急増しますが、予測が困難なビジネスのため、計画的な投資回収ができなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、コンサートが中止された場合も、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、ファンの皆様に満足いただけるアーティストの出演やコンサートの運営により、影響の軽減に努めております。

#### (5) 業績の変動要因

当社グループは、顧客ニーズに応じて価格や利益率の異なる複数のサービスを組み合わせ提案しており、受注する案件ごとに提供するサービスや収益性が異なります。従って、実際の受注案件の内容によっては、当社グループの売上高や売上総利益率が想定した水準から乖離する可能性があります。

また、顧客のニーズによっては、収益性の低いサービスの提供を余儀なくされる場合があります。そうしたケースが多く発生した場合、想定した売上高から十分な売上総利益を確保できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、利益の確保を重視した営業活動を展開しており、目標の売上総利益を確保できるよう案件の組成に努めております。

(6) 広告業界における取引慣行

当社グループでは、一定期間にわたって取引先の営業活動を支援するリテナー取引においては、業務受託時に契約文書を締結しております。一方、スポット業務の受注等においては、業界慣習上、引合いから活動開始に至るまでの時間が極めて短期間で進行する場合があります。契約文書を締結しないまま業務を遂行する案件もあります。そのため、取引先との認識の食い違い等により当社グループの業務に対し取引先との取引が成立しない事態が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、契約文書を締結しない場合においても、注文書や受注に関するメールログ等の受注記録を必ず保存することにより取引先との間で受注内容の齟齬を生じさせない対応を徹底しております。

(7) 特定人物への依存

代表取締役社長伊達晃洋は、当社創業者であり、当社グループの経営方針の決定、新規取引先開拓等、事業の推進上の重要な役割を担っております。従って、何らかの理由により同氏による業務執行が困難となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループでは、過度に同氏に依存しないよう、経営幹部役職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築等により、経営組織の強化に取り組んでおります。

(8) 人材の確保

当社グループは、サービス領域の拡大により多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり、顧客からの高い評価を得られております。顧客への迅速な対応と顧客にとってのコストメリットを得られるため、サービス領域を内製化する方針であることから、人材が最も重要な経営資源であると認識しております。従って、当社グループが今後も事業を拡大し、成長を続けていくためには、優秀な人材のさらなる確保や定着が重要課題となります。しかしながら、人材マーケットの環境変化等により、優秀な人員の適時確保が困難になった場合や、人材が流出してしまう場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループでは、新卒採用・中途採用を積極的に実施するとともに、社内教育に注力することで、優秀な人材の確保や定着に努めております。

(9) 内部管理体制の構築

当社グループは成長過程にあり、業容拡大や新規事業展開に比して施策が順調に推移しない場合、不祥事や不測の事態の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、業容拡大に伴う従業員の増加や新規事業展開に伴うリスク管理強化のため、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化に努めております。

(10) 知的財産権

当社グループは社歴が浅く、万が一、当社グループが事業推進において第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴訟を提起される可能性があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、社内教育の実施や顧問弁護士等による調査・チェックを実施し、第三者の知的財産権を侵害しない体制を構築しております。

(11) 情報管理

当社グループは、事業を推進していく中で、顧客の機密情報や個人情報を扱う機会があり、不測の事態によりこれらの情報が流出した場合には、社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社グループの財政状態や業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、情報管理について必要な措置を講じており、その一環として2015年11月にプライバシーマークを取得しております。

(12) 新規事業展開

当社グループは現在までの事業活動を通して培ったノウハウを生かし、さらなる成長を目指して事業コンセプトそのものの検討から行う事業開発事業やアジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングサービスを中心とした海外事業等の関連・周辺事業への積極展開を推進していく予定であります。しかしながら、当該事業を取り巻く環境の変化等により、当初の計画通りの成果が得られない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、新規事業展開に当たっては慎重な検討を重ねた上で取り組んでまいります。

(13) 新株予約権の付与

当社は、当社グループの役職員に対して新株予約権（ストック・オプション）を付与しており、将来的にも役職員のさらなるモチベーションの向上及び優秀な人材の確保のため、同様のインセンティブプランを実行することを検討しております。従って、既に付与されている新株予約権及び将来的に付与される新株予約権の行使がなされた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。2023年6月30日現在これらのストック・オプションによる潜在株式数は11,300株であり、発行済株式総数5,119,300株の0.2%に相当しております。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、MX事業は、顧客ニーズに応じて複数のサービスを組み合わせ提供をしており、サービスごとに売上高や売上総利益率は大きく異なっているため、売上総利益の確保を重視しております。例えば、テレビCM枠の購入やタレントのキャスティング等の外注を要するテレビCM案件は、売上高は大きいものの、利益率が比較的低くなる傾向にあります。

また、EX事業は、アーティストのマネジメント及びプロデュース、マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営、ファンクラブ運営、さらには、デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信等のサービスを提供しており、同様にサービスごとに売上高や売上総利益率は大きく異なっているため、売上総利益の確保を重視しております。

以上より、当社グループは、売上総利益の確保のためにMX事業においては、案件利益率の向上やクリエイターの稼働管理の徹底、EX事業においては、マーチャンダイジング及びツアーやイベントの利益率改善を推進しております。

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

#### 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化や急速な為替変動により、依然として景気の先行きが不透明な状況が続きましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数の減少に伴い、社会経済活動が正常化に向かっていくことが期待され、国内外におけるライブの活性化が見込まれております。

このような状況下において、マーケティング・トランスフォーメーション事業（以下、「MX事業」という。）では、案件獲得能力の組織的強化、各案件の収益性向上及び社員の生産性向上に取り組みました。また、現在大型案件の競合プレゼンにおける案件獲得率が高い状況にあり、組織として継続して案件を獲得していくため、事業部を横断してナレッジを共有することで、案件を通じた社員の教育等にも取り組んでおります。

エンターテインメント・トランスフォーメーション事業（以下、「EX事業」という。）では、2023年4月9日開催の宮城・仙台サンプラザホール公演を皮切りに、2023年5月12日開催の大阪・大阪城ホール公演まで、全国7都市11公演となったホールアリーナツアー「7ORDER LIVE TOUR 2023 DUAL」の追加公演を、2023年6月3日と4日に武蔵野の森総合スポーツプラザで開催しました。

EX事業を構成する当社100%子会社の株式会社Entertainment Nextでは、日本発・韓国を中心としたアジアで世界を眺望し飛躍するアーティストが一堂に会する国内最大級のフェスティバル「KROSS vol.1-kpop masterz-」を2023年1月2日にバンテリンドームナゴヤで初開催しました。また、2023年2月25日と26日には、有明アリーナで「KROSS vol.2」を開催し、2023年4月1日と2日には、幕張メッセ国際展示場展示ホールで「MBC IDOL RADIO LIVE in JAPAN」を開催しました。

また、当社グループ丸となって準備を進めていた韓国の夏を代表する大型音楽フェス「WATERBOMB」の日本版「WATERBOMB JAPAN 2023」を、2023年7月22日と23日に名古屋、7月29日と30日に東京でそれぞれ開催しました。

以上のとおり、新規事業のエンターテインメント領域に投資を継続することにより、売上高や利益のみならず、ナレッジやIPの獲得を進めてまいります。

上記の影響もあり、当社グループとして過去最高の売上高を更新しました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は4,484,483千円、営業利益は56,006千円、経常利益は42,997千円、親会社株主に帰属する当期純損失は7,863千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

a. MX事業

MX事業では、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるべく、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供しております。そのため、顧客の顕在化したニーズだけではなく潜在的なニーズも引き出し、各ニーズに合うような様々なサービスを組み合わせた提案を行い、元請から下請に至る多段階構造ではなくワンストップでソリューションを提供し、既存概念を打ち破るクリエイティブとビジネスソリューション、それらを実現するテクノロジーを駆使したアイデアを実装していきます。MX事業では、コンサルティング会社・広告会社・PR会社等縦割りで進めていたビジネスを内製化により一気通貫することで、迅速な対応及び顧客へコストメリットを創出することができ、企業や社会の挑戦に伴走します。

なお、売上高は1,787,944千円、セグメント利益は213,697千円となりました。

b. EX事業

EX事業とは、エンターテインメント・トランスフォーメーション事業の略語で、エンターテインメント業界をアップデートするべく、当社グループの主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら新しいエンタメの形を創出する事業であります。わが国においては、通信やデジタル・テクノロジーの発達で、リアル空間からデジタル空間をストレスなく、シームレスに行き来できるようになってきており、新しいエンターテインメントの形や次世代のエンターテイナーが次々と生まれようとしております。このような状況下において、当社グループが従来から有するブランディング・広告プロモーションやデジタル・テクノロジーの知見を駆使して、型にとらわれずジャンルレスに生きる次世代アーティスト・クリエイターがファンとの新たなコミュニケーションや関係を構築でき、スターになるためのプラットフォームを実現します。

なお、売上高は2,696,539千円、セグメント利益は173,176千円となりました。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は2,912,285千円となりました。主な内訳は、現金及び預金1,196,856千円、売掛金348,370千円、前渡金398,209千円、立替金487,965千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は2,399,730千円となりました。主な内訳は、短期借入金413,000千円、1年内返済予定の長期借入金321,473千円、契約負債590,608千円、長期借入金749,143千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は512,554千円となりました。主な内訳は、資本金397,905千円、資本剰余金387,905千円、利益剰余金 278,935千円であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,196,856千円となりました。  
当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、157,299千円の支出となりました。これは主に、売上債権及び契約資産の減少額295,179千円、前渡金の増加額372,304千円、前払費用の増加額129,487千円、立替金の増加額487,543千円、契約負債の増加額590,608千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、35,737千円の収入となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出9,983千円、有形固定資産の売却による収入30,091千円、事業譲受による支出15,000千円、敷金の回収による収入32,559千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、612,938千円の収入となりました。これは主に、短期借入金の純増加額239,000千円、長期借入れによる収入600,000千円、長期借入金の返済による支出235,969千円などによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

該当事項はありません。

b．受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
MX事業	1,449,805	-	499,327	-
EX事業	-	-	-	-
合計	1,449,805	-	499,327	-

（注）EX事業は、受注生産を行っていないため、受注実績は記載しておりません。

c．販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
MX事業	1,787,944	-
EX事業	2,696,539	-
合計	4,484,483	-

（注）当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
(株)ローソンエンタテインメント	1,063,288	23.7
(株)ウエス	717,451	16.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、本項に記載した将来事象に関する予測・見通し等は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、それらには不確実性が内在し将来の結果とは大きく異なる可能性があります。

また、当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

(売上高)

売上高は4,484,483千円となりました。これは主に全国7都市11公演となった7ORDERのホールアリーナツアー「7ORDER LIVE TOUR 2023 DUAL」の開催及び、日本発・韓国を中心としたアジアで世界を眺望し飛躍するアーティストが一堂に会する国内最大級のフェスティバル「KROSS vol.1-kpop masterz-」、「KROSS vol.2」や、「MBC IDOL RADIO LIVE in JAPAN」の開催に伴うものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は3,763,718千円となりました。また、売上総利益は720,765千円となりました。これは主に大型案件の受注に係る外注費が発生したこと及び、ホールアリーナツアーの開催に伴い発生する会場や演出等に要する費用が当初の想定よりも高額となったこと等に伴うものであります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は664,758千円となりました。その主な内訳は、給与手当116,806千円、役員報酬86,700千円、業務委託費77,058千円であります。

この結果、営業利益は56,006千円となりました。

(経常利益)

営業外収益は2,659千円となりました。また、営業外費用は15,668千円となりました。

この結果、経常利益は42,997千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

親会社株主に帰属する当期純損失は、現在の事業環境及び業績動向を踏まえ、繰延税金資産を全額取り崩したことにより7,863千円となりました。

b. 財政状態の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資金需要のうち主なものは、売上原価並びに販売費及び一般管理費等の営業費であります。売上原価の主な内容は、原価部門における外注費及び労務費であります。販売費及び一般管理費の内訳の主な内容は、人件費、業務委託費及び地代家賃であります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、長期運転資金の調達については、金融機関からの長期借入を基本としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

## 5【経営上の重要な契約等】

## グロースパートナーシップ契約

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
株Birdman(当社)	7ORDER	2021年9月14日	アーティスト活動に関するグロースパートナーシップ契約	2021年9月14日から1年間。 ただし、書面により契約を終了する旨の通知がない場合は、契約終了日から1年間更新可能。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は総額9,983千円であり、主な内容は工具、器具及び備品で2,923千円、建設仮勘定で6,975千円となっております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2023年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
			建物附属設備	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社(共通)	本社設備	45,455	45,455	52

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 建物の一部を賃借しております。本社オフィスの年間賃借料は、63,386千円であります。

3. 従業員数は、契約社員を含む就業員数であり、臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

##### (2) 国内子会社

重要な設備はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,800,000
計	13,800,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2023年9月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,119,300	5,119,300	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	5,119,300	5,119,300	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## 第2回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2016年5月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 20名 子会社取締役 1名 外部協力者 1名
新株予約権の数(個)	20 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000 (注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70 (注)2.4.
新株予約権の行使期間	2018年7月2日～ 2026年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70(注)4. 資本組入額 35(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、代表取締役の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 2017年12月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。また、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権 に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権 で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権 に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役の決定がなされた場合）は、取締役の決定により別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。  
その他、代表取締役が特定の新株予約権について、取得の必要があると認めるときには、その新株予約権を無償にて取得することができる。

## 第3回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2017年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 32名 子会社取締役 3名 子会社従業員 5名 外部協力者 2名
新株予約権の数(個)	10 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000 (注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300 (注)2.4.
新株予約権の行使期間	2019年7月19日～ 2027年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 (注)4. 資本組入額 150 (注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 2017年12月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。また、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。ただし、当該契約書又は計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

## 第4回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2018年7月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 41名 子会社取締役 6名 子会社従業員 13名 外部協力者 4名
新株予約権の数(個)	41 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,100 (注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	433 (注)2.4.
新株予約権の行使期間	2020年7月20日～ 2028年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 433 (注)4. 資本組入額 217 (注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。ただし、当該契約書又は計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

## 第5回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2020年7月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名 子会社取締役 4名 子会社従業員 2名
新株予約権の数(個)	21 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,200 (注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,035 (注)2.4.
新株予約権の行使期間	2022年7月21日～ 2030年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,035 (注)4. 資本組入額 518 (注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認め付与株式数の調整を行うことができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。ただし、以下(1)、(2)、又は(3)の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

4. 2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (7) 新株予約権の取得条項  
以下の 、 、 、 又は のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権者が、上記3.(1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
7. 新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年9月29日 (注)1.	26,000	1,769,000	11,258	59,838	11,258	49,838
2019年3月28日 (注)2.	550,000	2,319,000	280,830	340,668	280,830	330,668
2019年4月1日～ 2019年6月30日 (注)3.	4,500	2,323,500	315	340,983	315	330,983
2019年7月1日～ 2020年6月30日 (注)3.	120,500	2,444,000	14,875	355,858	14,875	345,858
2020年7月1日～ 2021年6月30日 (注)3.	102,400	2,546,400	34,905	390,763	34,905	380,763
2021年7月1日～ 2022年6月30日 (注)3.	5,800	2,552,200	2,187	392,951	2,187	382,951
2022年7月1日～ 2022年12月31日 (注)3.	5,750	2,557,950	2,423	395,374	2,423	385,374
2023年1月1日 (注)4.	2,557,950	5,115,900	-	395,374	-	385,374
2023年1月1日～ 2023年6月30日 (注)3.	3,400	5,119,300	2,530	397,905	2,530	387,905

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 866円

資本組入額 433円

割当先 エードット社員持株会

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,110円

引受価額 1,021.20円

資本組入額 510.60円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2023年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	27	25	13	5	2,078	2,151	-
所有株式数(単元)	-	5,147	612	6,989	307	7	38,099	51,161	3,200
所有株式数の割合(%)	-	10.1	1.2	13.6	0.6	0.0	74.5	100.0	-

(注) 自己株式176株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に76株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
伊達 晃洋	東京都板橋区	2,189	42.77
有限会社T	東京都板橋区舟渡2丁目5-4	600	11.72
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	510	9.97
石原 直幸	新潟県長岡市	80	1.56
成富 直行	佐賀県佐賀市	79	1.54
瓜生 健太郎	東京都文京区	75	1.46
玉塚 元一	東京都渋谷区	60	1.17
三宅 康之	東京都豊島区	55	1.08
株式会社ワンセンチュリーカンパニー	東京都目黒区大橋1丁目2-5	32	0.62
吉田 光志	東京都杉並区	26	0.50
計	-	3,708	72.43

(注) 2023年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、日興アセットマネジメント株式会社が2023年2月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大量保有者	日興アセットマネジメント株式会社
住所	東京都港区赤坂9丁目7-1
保有株券等の数	469,600株
株券等保有割合	9.18%

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,116,000	51,160	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,200	-	-
発行済株式総数	5,119,300	-	-
総株主の議決権	-	51,160	-

## 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社Birdman	東京都渋谷区松濤 1丁目5番3号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	176	-	176	-

(注) 当期間における処理自己株式には、2023年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程であることから、内部留保の充実を図ることで、財務体質の強化と運転資金、設備投資に充当することで、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、内部留保資金の用途については、今後の新規事業の開発資金として投入していくこととしております。

また、当社の定款には中間配当を行うことができる旨を定めており、中間配当と期末配当の2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会決議によって定めることができます。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「夢を応援する社会をつくる」ことをミッションとして掲げ、事業者を中心とする顧客をサポートし社会の発展に寄与する高付加価値なサービスを提供することを目指しております。

この経営理念のもと、株主、取引先、使用人等のステークホルダーの期待と信頼にこたえ企業価値を向上させるためには、コーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2017年9月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、代表取締役社長直轄の内部監査担当を配置しております。そして監査等委員である取締役については3名中3名の社外取締役を登用しております。このような社外取締役による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名以内、監査等委員である取締役5名以内とする旨を定款に定めております。

##### a. 取締役会及び取締役

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名及び監査等委員である取締役3名の合計6名（提出日現在）で構成され、代表取締役社長を議長とし、法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要事項について審議・決定し、取締役の業務執行について相互牽制による監督を行っております。原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会の構成員の氏名は「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

##### b. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名を含む社外取締役である監査等委員3名で構成されています。また、常勤監査等委員である松崎文治氏を議長と定めております。監査等委員会の構成員の氏名は「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

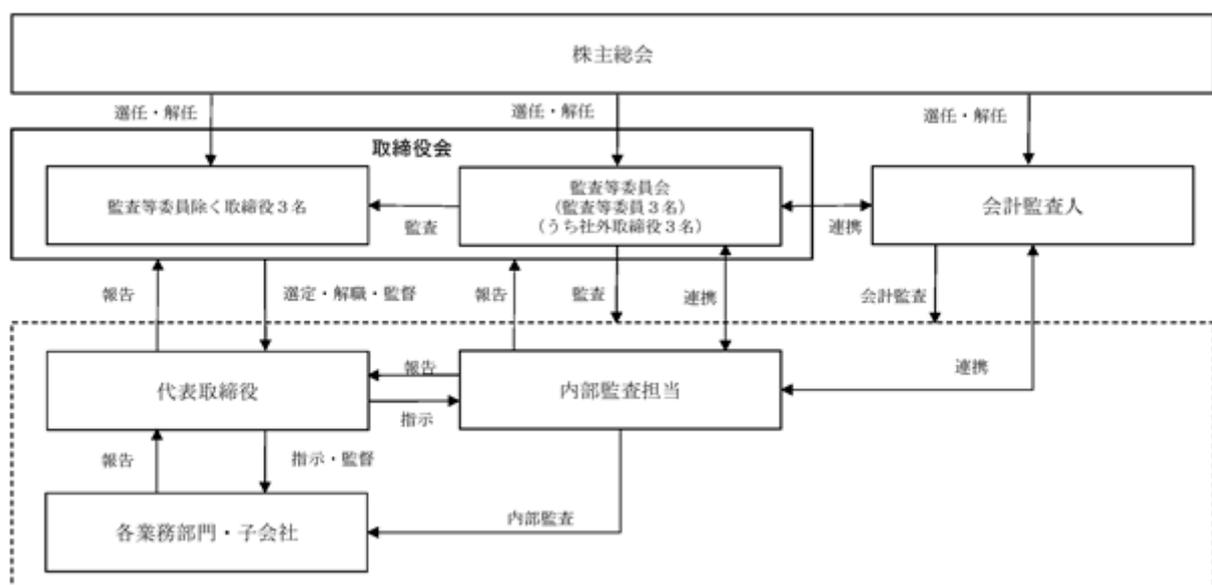
監査等委員である取締役は、取締役の執行状況等経営監視機能の充実に努めており、内部監査担当及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

##### c. 会計監査人

当社は、監査法人A & Aパートナーズを会計監査人として選任しております。

なお、会計監査人に、法令に違反・抵触した行為又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合、及び職務の執行に支障があると判断した場合、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案といたします。

当社の企業統治体制は、以下のとおりであります。



内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備の状況

当社は、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえ、次のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めております。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」及び「行動規範」を制定しそれらを執務室に掲示し、月次で行われる全体会議においても随時コーポレート・ガバナンスについて確認することにより、役職員が日常の業務執行において、法令及び定款に適合した行動を意識できるように心掛けております。

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監査に加え、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、法令や社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部を管掌する取締役又は業務執行取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行う他、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、全ての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機能ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全取締役及び使用人の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

月1回開催される定例取締役会において、月次決算及び業務に係る報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化が取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

e. 当社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業績及び資産管理を中心とした業務については、管理本部が集中管理しております。これにより、執務室に掲示された「経営理念」及び「行動規範」を共有し、企業価値の向上を図り業務の適正を確保しております。内部監査については、当社の内部監査担当が内部監査規程に基づき、実施しております。

f. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果を監査等委員会に報告しております。また、当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。

g. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会付使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行うこととしております。

- h. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、内部通報制度の通報状況を含め重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとしており、監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとしております。
- また、監査等委員へ報告した取締役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護しております。
- i. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。
- また、監査等委員は、代表取締役社長を含む取締役及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。
- j. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとしております。
- k. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築しております。
- l. 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

#### 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則第118条第3号にいう「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めておりません。

#### 企業統治に関するその他の事項

- a. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。
- 提出日現在、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。
- b. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。
- c. リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定・施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるリスク・コンプライアンス体制の整備、維持、向上のため、管理本部部長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置・開催しております。また、当社のリスクの早期発見等を目的として、弁護士及び管理本部人事総務グループを通報窓口とする内部通報制度を構築するとともに、重度、高度な判断が必要とされるリスクが予見・発見された場合には、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を構築しております。

d. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社を中心としたグループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、当社グループの内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、当社の取締役が子会社の業務運営を定期的に監督しております。また、内部監査担当は監査等委員会及び会計監査人と連携しつつ、内部監査規程に基づき子会社の内部監査を行っております。

e. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

. 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、中間配当を取締役会の決議によって実施することができる旨を定款に定めております。

f. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その議決権は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議事項要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

i. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
伊達 晃洋	13回	13回
三橋 秀一	13回	13回
布施 優樹	13回	13回
伊藤 統彦	13回	13回
松崎 文治	13回	13回
阿部 慎史	13回	13回
五十部 紀英	13回	13回

取締役会における具体的な検討内容として、当社の経営に関する基本方針や重要な業務執行における事項、株主総会の決議により授権された事項、法令及び定款に定められた事項等の検討、及び取締役の業務執行状況の監督、並びに内部統制システムの整備及び運用の推進等を行っております。また、取締役が取締役会を欠席する場合には、事前に当該欠席者より議案に関する意見を聴取し、同意見を取締役会に報告するとともに、後日、決議された内容等の説明を適宜行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 -名 ( 役員のうち女性の比率-% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 CEO	伊達 晃洋	1984年11月7日	2012年7月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2016年4月 (株)エードット・マネジメント設立 代表取締役 2016年8月 (株)カラス 取締役 2016年12月 (株)噂設立 代表取締役 (株)UMIU 取締役 2018年4月 北京伊藤商貿有限公司 総経理 2019年12月 (株)BIRDMAN 取締役 2022年7月 (株)Entertainment Next 代表取締役社長(現任)	(注)3	2,789,800 (注)6
取締役 CCO	布施 優樹	1978年6月22日	2001年4月 (株)飛龍企画 入社 2004年4月 (株)アイアンドディハヤト 転籍 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株) 入社 2006年7月 電通ヤング・アンド・ルビカム(株) 入社 2017年8月 GROOVE X(株) 入社 2020年1月 当社 入社 2021年2月 当社 執行役員 2021年7月 当社 執行役員CCO 2021年9月 当社 取締役CCO(現任)	(注)3	-
取締役 COO	伊藤 統彦	1989年8月28日	2013年4月 エキサイト(株) 入社 2016年4月 (株)エアークローゼット 入社 2017年7月 ビューティーナビ(株) 入社 CMO兼CSO 2021年6月 当社 入社 2021年7月 当社 執行役員 2021年9月 当社 取締役 2022年11月 当社 取締役COO(現任) 2023年2月 (株)LEAN BODY 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	松崎 文治	1950年10月23日	1973年4月 キッコーマン醤油(株)(現キッコーマン(株)) 入社 2005年6月 マンズワイン(株) 監査役 2006年6月 キッコーマン(株) 執行役員 2009年6月 キッコーマン食品(株) 常務執行役員 2016年12月 当社 社外監査役 2017年9月 当社 社外取締役(監査等委員・常勤)(現任) 2019年2月 北京伊藤商貿有限公司 監事 2022年7月 (株)Entertainment Next 監査役(現任)	(注)4	10,000
取締役 (監査等委員)	阿部 慎史	1979年5月21日	2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2006年10月 弁護士法人キャスト糸賀(現弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所) 入所 2007年5月 公認会計士登録 阿部慎史公認会計士事務所 開業 所長(現任) 2007年7月 税理士登録 阿部慎史税理士事務所(現ブレイクスルーパートナー税理士法人) 開業 代表社員(現任) 2017年6月 (株)セキュアイノベーション 監査役(現任) 2018年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年4月 ブレイクスルーサービス(株) 代表取締役(現任) 2020年12月 クオリプス(株) 監査役(現任) 2021年1月 ジャパンM&Aソリューション(株) 監査役(現任)	(注)4	4,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	五十部 紀英	1982年7月2日	2014年9月 弁護士法人アドバンス(現弁護士法人プロテクトスタンス) 代表社員(現任) 2016年9月 ㈱GTM 社外取締役(現任) 2016年10月 ㈱Answer 代表取締役(現任) 2017年1月 アジアM&Aコンサルティング㈱ 代表取締役 2017年9月 税理士法人ADVANCE TAC 代表社員 2018年2月 琉球アスティーダスポーツクラブ㈱ 監査役(現任) 2018年3月 行政書士法人ADVANCE ASC(現行政書士法人プロテクトスタンス) 代表社員(現任) 一般社団法人日本監修協会 代表理事 2018年6月 ㈱レントラックス 社外取締役(現任) ㈱アドバンススポーツマネジメント 代表取締役(現任) 2018年12月 社会保険労務士法人アドバンス(現社会保険労務士法人プロテクトスタンス) 代表社員(現任) 2019年6月 特許業務法人アドバンス(現弁理士法人プロテクトスタンス) 代表社員(現任) 2019年11月 税理士法人アドバンス(現税理士法人プロテクトスタンス) 代表社員(現任) 2020年4月 ㈱ブリーチ 社外監査役(現任) 2021年2月 canow㈱ 取締役(現任) 2021年9月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) ㈱スペシフィック 社外取締役(現任) 2021年10月 STARS Space Service㈱ 社外取締役(現任) 2021年12月 ㈱カケコム 社外監査役 2023年4月 ㈱プロテクトスタンスコンサルティング 代表取締役(現任) 2023年6月 ㈱ラフルール 社外監査役(現任)	(注)4	-
計					2,803,800

(注)1. 2017年9月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は2017年9月26日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 松崎文治、阿部慎史、五十部紀英は、社外取締役であります。

3. 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、2023年9月28日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査等委員である取締役の任期は、2023年9月28日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 監査等委員のうち、松崎文治氏は、常勤監査等委員であります。

6. 代表取締役社長伊達晃洋の所有株式数は、同氏の資産管理会社である有限会社Tが所有する株式を含んでおります。

### 社外役員の状況

当社は社外取締役として、松崎文治氏、阿部慎史氏及び五十部紀英氏の3名（内、松崎文治氏、阿部慎史氏、五十部紀英氏は監査等委員）を選任しております。当該社外取締役は、社外取締役間での連携を密にすることによって情報共有を行い、必要に応じて当社管理本部、内部監査担当、会計監査人等と相互連携を図ることによって、当社の意思決定に対して幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見の提供を行っております。

松崎文治氏は、キッコーマン㈱の執行役員、マンズワイン㈱の監査役等を務められ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有することから当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は当社株式を10,000株保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏との間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

阿部慎史氏は、公認会計士として会計知識に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は当社株式を4,000株保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏との間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

五十部紀英氏は、弁護士として企業法務に精通しており、加えて、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏との間には、同氏が代表社員を務める弁護士法人プロテクトスタンスとの間において、法律顧問契約を締結しております。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、㈱東京証券取引所が定める独立役員の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係も踏まえて、社外取締役を選任しております。

### 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、豊富な経験と専門知識に基づき取締役会において、適宜意見を表明し、経営陣から独立した立場から経営の監督及びチェック機能を果たしております。監査等委員は、取締役会において専門的、客観的な見地から適宜発言を行っております。また、業務執行部門から独立した内部監査担当と連動し、社内各組織のコンプライアンス、リスクマネジメント及び会計処理の適正性、業務処理の妥当性の検証並びに改善への提言を行っております。さらに、会計監査人とは、定期的に情報交換及び意見交換を行い、効果的な連携を図っております。

## (3) 【監査の状況】

### 監査等委員会監査の状況

監査等委員である取締役は3名であり、うち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員は、監査方針、監査計画に基づき、毎月の監査等委員会の開催の他、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から受領した報告内容の検証、各部門等の実地調査等を行い、内部統制システムの整備等の取締役の職務執行を監査しております。なお、各監査等委員は、事業会社での長年の経験による事業等に関する豊富な知見、弁護士や公認会計士の資格を有する等法律及び財務並びに会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は定例の監査等委員会を月1回開催しており、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催しております。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松崎 文治	13回	13回
阿部 慎史	13回	13回
五十部 紀英	13回	10回

監査等委員会における具体的な検討内容として、監査計画や監査方針、業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況、会計監査人の職務執行の適切性評価、並びに再任適否及び報酬等に関する同意等を行っております。

また、常勤の監査等委員は、監査等委員会委員長を務める他、他の監査等委員とともに取締役会等の重要な会議への出席、重要な文書の閲覧、内部監査担当及び各部門、会計監査人との円滑な情報収集や意見交換等の活動を通じて、取締役の職務の執行の監査を行うとともに監査機能の連携・強化に努めております。

#### 内部監査の状況

##### a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄部門である内部監査担当により実施されております。内部監査に関する基本的な事項を内部監査規程に定め、内部監査担当1名が代表取締役社長の命を受け内部監査を統括及び実施しております。

代表取締役社長直轄の組織として、業務全体にわたる内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的な助言及び勧告を行っております。内部監査担当は、代表取締役社長の承認を得た内部監査基本計画に基づき、経営の合理化、効率化及び業務の適正な遂行について、全業務部門及び子会社を対象に内部監査を実施しております。

##### b. 内部監査の実効性を確保するための取組み

内部監査担当は、内部監査の結果を被監査部門及び被監査子会社に通知するとともに、代表取締役社長のみならず、監査等委員会及び必要に応じて取締役会に対しても、直接報告を行う体制を構築・運用しております。また、常勤監査等委員及び会計監査人と定期的に内部監査の状況等を共有しております。さらに、内部監査の対象となった被監査部門及び被監査子会社に対して業務改善等の指摘を行った事項については、後日、改善状況を確認しております。

#### 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

監査法人 A & A パートナース

##### b. 継続監査期間

7年間

##### c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 木間 久幸

指定社員 業務執行社員 松本 浩幸

##### d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 6名

##### e. 監査法人の選任方針と理由

監査法人 A & A パートナースは、監査の効率性と品質を確保し、当社の規模と成長に必要となる会計監査人であると判断しております。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

##### f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査等委員会は、監査法人 A & A パートナースと緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。これらを踏まえた上で、監査法人を総合的に評価し、選定について判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
22,000	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	26,800	-
連結子会社	-	-
計	26,800	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 ( a . を除く )

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方法は、特に定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の規模、業界の特性を勘案して、監査等委員会の同意を得た上で双方協議により決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、過去の実績等も勘案し会計監査人の報酬等について同意の判断を行っております。

( 4 ) 【 役員の報酬等 】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針 ( 付与時期や条件に関する方針を含む )

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役 ( 監査等委員である取締役を除く ) の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上に資するよう役員にとって適正なインセンティブとなるような配分で、「金銭報酬である固定報酬」と「非金銭報酬等であるストック・オプション」で構成しております。

社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給しております。

b. 金銭報酬等に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、使用人給与の水準を考慮しながら、取締役会（eの委任を受けた代表取締役社長）が、総合的に勘案して決定するものとしております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等はストック・オプションとし、株主総会で発行枠の決議を受けた後、取締役会にて詳細内容の発行決議を経た上で付与しております。

ストック・オプションの個数は、役位、職責、他社水準、使用人給与の水準を考慮しながら、取締役会が、総合的に勘案して決定するものとしております。

なお、ストック・オプションを付与するかどうかは、業績等を踏まえ、取締役会にて判断するものとしております。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、他社水準、使用人給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当業務を踏まえた評価配分をした結果に基づき、各取締役の基本報酬の額を決定することとしております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

役員の報酬等の額は、当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に貢献するよう、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、適切、公正かつバランスの取れたものにしております。また、役員の報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額内で算定しております。

当社の役員の報酬額は、2017年9月26日開催の第5回定時株主総会決議により、監査等委員ではない取締役は年額250百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）、監査等委員である取締役は年額30百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての報酬は含まないことを決定しております。提出日現在、対象となる役員は監査等委員ではない取締役は3名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は3名）とすることをそれぞれ決定しております。

また、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額25百万円以内とすることを決定しております。

当社は役員報酬等の額等の決定方針の決定に関与する委員会等は設置しておらず、各役員の個別の報酬額は、株主総会決議の範囲内で職務責任や業績等を考慮して、取締役会の決議により決定しております。

当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容については、当社の業績向上及び企業価値の増大への貢献度、またその役位に応じて報酬の額を算出し、取締役会での協議を経た後、各取締役の個別の報酬等の額を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	74,700	74,700	-	-	-	-	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	-	-	-	-	-	-	-
社外役員	12,000	12,000	-	-	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を保有目的が純投資目的である投資株式とし、それ以外の投資株式を保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式  
該当事項はありません。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	84,950	4	114,950
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	(注)
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 非上場株式については、市場価格のない株式等であることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)の財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		1,196,856
売掛金		348,370
契約資産		75,608
未成業務支出金		8,541
前渡金		398,209
前払費用		151,660
立替金		487,965
その他		41,451
貸倒引当金		65,899
流動資産合計		2,642,764
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		68,323
工具、器具及び備品		22,499
建設仮勘定		6,975
減価償却累計額		40,660
有形固定資産合計		57,136
無形固定資産		
のれん		12,448
ソフトウェア		5,688
無形固定資産合計		18,136
投資その他の資産		
投資有価証券		196,329
その他		170,694
貸倒引当金		72,776
投資その他の資産合計		194,247
固定資産合計		269,520
資産合計		2,912,285

(単位：千円)

当連結会計年度  
(2023年6月30日)

<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	239,719
短期借入金	2,413,000
1年内返済予定の長期借入金	321,473
契約負債	590,608
その他	85,786
流動負債合計	1,650,587
固定負債	
長期借入金	749,143
固定負債合計	749,143
負債合計	2,399,730
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	397,905
資本剰余金	387,905
利益剰余金	278,935
自己株式	165
株主資本合計	506,709
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	3,646
その他の包括利益累計額合計	3,646
新株予約権	2,198
純資産合計	512,554
負債純資産合計	2,912,285

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	
売上高	1,484,483
売上原価	3,763,718
売上総利益	720,765
販売費及び一般管理費	2,664,758
営業利益	56,006
営業外収益	
受取利息	7
利子補給金	1,799
消費税差額	465
その他	386
営業外収益合計	2,659
営業外費用	
支払利息	8,538
持分法による投資損失	4,822
支払解決金	1,799
その他	507
営業外費用合計	15,668
経常利益	42,997
特別利益	
固定資産売却益	3,163
貸倒引当金戻入額	4,500
資産除去債務戻入益	2,588
その他	523
特別利益合計	9,748
特別損失	
固定資産除却損	5,154
特別損失合計	1,548
税金等調整前当期純利益	51,197
法人税、住民税及び事業税	15,142
法人税等調整額	43,918
法人税等合計	59,060
当期純損失( )	7,863
非支配株主に帰属する当期純損失( )	-
親会社株主に帰属する当期純損失( )	7,863

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	
当期純損失( )	7,863
その他の包括利益	
持分法適用会社に対する持分相当額	3,646
その他の包括利益合計	3,646
包括利益	4,216
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	4,216
非支配株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	392,951	382,951	271,072	165	504,664
当期変動額					
新株の発行	4,953	4,953			9,907
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			7,863		7,863
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,953	4,953	7,863	-	2,044
当期末残高	397,905	387,905	278,935	165	506,709

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,054	4,054	9,960	518,679
当期変動額				
新株の発行				9,907
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）				7,863
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	407	407	7,761	8,169
当期変動額合計	407	407	7,761	6,124
当期末残高	3,646	3,646	2,198	512,554

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	51,197
減価償却費	12,037
貸倒引当金の増減額(は減少)	93,313
受取利息	7
利子補給金	1,799
支払利息	8,538
持分法による投資損益(は益)	4,822
資産除去債務戻入益	2,588
固定資産除却損	1,548
固定資産売却損益(は益)	1,636
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	295,179
棚卸資産の増減額(は増加)	8,491
前渡金の増減額(は増加)	372,304
前払費用の増減額(は増加)	129,487
立替金の増減額(は増加)	487,543
仕入債務の増減額(は減少)	37,761
契約負債の増減額(は減少)	590,608
その他	91,123
小計	79,878
利息の受取額	7
利息の支払額	8,457
利子補給金の受取額	1,799
法人税等の還付額	2,229
法人税等の支払額	73,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	157,299
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	9,983
有形固定資産の売却による収入	30,091
有形固定資産の除却による支出	600
無形固定資産の取得による支出	780
資産除去債務の履行による支出	550
事業譲受による支出	15,000
敷金の回収による収入	32,559
投資活動によるキャッシュ・フロー	35,737
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	239,000
長期借入れによる収入	600,000
長期借入金の返済による支出	235,969
株式の発行による収入	9,907
財務活動によるキャッシュ・フロー	612,938
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	491,376
現金及び現金同等物の期首残高	705,479
現金及び現金同等物の期末残高	1,196,856

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社Entertainment Next

当連結会計年度において、株式会社Entertainment Nextを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 北京伊藤商貿有限公司

北京伊藤商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

・ 未成業務支出金

個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

MX事業

MX事業では、顧客ニーズに応じて、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の各種サービスを提供しております。当該サービスについては、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、合理的に見積ることができる場合は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。なお、約束された対価は、全ての履行義務を充足したのち概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

EX事業

EX事業では、アーティストに関するコンサートやイベント等の入場料により収入が生じております。入場料による収入は、各公演の実施に基づき収益を認識しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、グッズ販売として、公演会場における直接販売やオンラインショップにおける販売により収入が生じております。当該グッズ販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、グッズ販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(投資有価証券の評価)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
投資有価証券	96,329

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、市場価格のない株式等について、発行会社の財政状態及び将来の事業計画等、期末時点で入手可能な情報を基に慎重に減損の要否を判断しております。

事業計画入手後の状況の変化により、実績が事業計画を下回る場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年6月30日)
投資有価証券(株式)	11,378千円

2 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	700,000千円
借入実行残高	413,000
差引額	287,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
役員報酬	86,700千円
給与手当	116,806
交際費	69,077
地代家賃	73,785
業務委託費	77,058
貸倒引当金繰入額	70,675

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
機械装置及び運搬具	1,636千円

4 貸倒引当金戻入額

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社グループの取引先1社に対する債権を取り立てたため、回収額である5,000千円の貸倒引当金戻入額を計上することといたしました。

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
建物附属設備	1,548千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

当連結会計年度  
(自 2022年7月1日  
至 2023年6月30日)

持分法適用会社に対する持分相当額:

当期発生額	3,646千円
その他の包括利益合計	3,646

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 持分法の適用範囲の変動による過年度影響額に関する事項

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、持分法の適用範囲の変動による過年度影響額12,091千円を利益剰余金の期首残高に調整しております。

2. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	2,552,200	2,567,100	-	5,119,300
合計	2,552,200	2,567,100	-	5,119,300
自己株式(注)1.3.				
普通株式	88	88	-	176
合計	88	88	-	176

(注)1. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加2,567,100株は、株式分割による増加2,557,950株、新株予約権の行使による増加9,150株であります。

3. 普通株式の自己株式数の増加88株は、株式分割によるものであります。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,198
合計		-	-	-	-	-	2,198

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金勘定	1,196,856千円
現金及び現金同等物	1,196,856

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金並びに前渡金及び立替金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の信用状況を定期的に把握し、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額に表されております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するためのデリバティブの利用はありません。ただし、今後の金利情勢如何では金利変動リスクを回避するためのデリバティブの導入を検討してまいります。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「前渡金」、「立替金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2023年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(2)	1,070,616	1,071,755	1,139
負債計	1,070,616	1,071,755	1,139

(1) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2023年6月30日)
非上場株式	84,950
関係会社株式	11,378

(2) 長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2023年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,196,856	-	-	-
売掛金	348,370	-	-	-
前渡金	398,209	-	-	-
立替金	487,965	-	-	-
合計	2,431,401	-	-	-

2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度（2023年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	413,000	-	-	-	-	-
長期借入金	321,473	331,548	221,874	126,040	69,681	-
合計	734,473	331,548	221,874	126,040	69,681	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2023年6月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2023年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	1,071,755	-	1,071,755
負債計	-	1,071,755	-	1,071,755

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当連結会計年度(2023年6月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額84,950千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載していません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
販売費及び一般管理費	5,540

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
特別利益「その他」	523

## 3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 20名 子会社取締役 1名 外部協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 32名 子会社取締役 3名 子会社従業員 5名 外部協力者 2名	当社取締役 3名 当社従業員 41名 子会社取締役 6名 子会社従業員 13名 外部協力者 4名	当社取締役 1名 当社従業員 2名 子会社取締役 4名 子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 189,000株	普通株式 211,000株	普通株式 164,000株	普通株式 33,800株
付与日	2016年7月1日	2017年7月18日	2018年7月19日	2020年8月11日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなすものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年7月2日 ～2026年5月30日	2019年7月19日 ～2027年7月18日	2020年7月20日 ～2028年7月19日	2022年7月21日 ～2030年7月20日

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 37,400株
付与日	2021年5月25日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年4月20日 ~2031年4月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)及び2023年1月1日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	10,600
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	10,600
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	2,000	2,000	15,800	-
権利確定	-	-	-	10,600
権利行使	-	1,000	10,500	2,200
失効	-	-	1,200	4,200
未行使残	2,000	1,000	4,100	4,200

	第6回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	17,400
付与	-
失効	-
権利確定	17,400
未確定残	-
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	17,400
権利行使	1,200
失効	16,200
未行使残	-

（注）2017年12月1日付の株式分割（普通株式1株につき50株の割合）及び2023年1月1日付の株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2016年5月30日	2017年7月18日	2018年7月19日	2020年7月20日
権利行使価格(円)	70	300	433	1,035
行使時平均株価(円)	-	1,293	1,664	1,717
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	523.5

	第6回新株予約権
決議年月日	2021年4月19日
権利行使価格(円)	906
行使時平均株価(円)	1,329
付与日における公正な評価単価(円)	454.5

(注) 2017年12月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)及び2023年1月1日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 6,808千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 13,920千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産	
資産除去債務	503千円
貸倒引当金	43,812
税務上の繰越欠損金(注)	87,071
投資有価証券評価損	7,660
減損損失	3,720
その他	6,072
繰延税金資産小計	148,840
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	87,071
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	61,769
評価性引当額小計	148,840
繰延税金資産合計	-
繰延税金資産の純額	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ( )	-	-	-	-	-	87,071	87,071
評価性引当額	-	-	-	-	-	87,071	87,071
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2023年6月30日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	43.2
株式報酬費用	3.3
住民税均等割	1.8
持分法による投資損益	2.9
関係会社株式評価損	6.4
中小法人軽減税率の適用	1.7
のれん償却額	0.3
評価性引当額の増減	45.6
その他	2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	115.4

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	660,774千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	348,370
契約資産(期首残高)	56,401
契約資産(期末残高)	75,608
契約負債(期首残高)	212
契約負債(期末残高)	590,608

契約資産は、主にMX事業において進捗度に応じて認識される収益に係る未請求の対価であり、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客から受取った前受対価に係るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、212千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、提供するサービスを事業単位の基礎として、包括的な戦略を立案し、事業を展開しております。

したがって、当社は、サービス別のセグメントから構成されており、「MX事業」及び「EX事業」の2つを報告セグメントとしております。

「MX事業」は、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるべく、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供する事業であります。「EX事業」は、エンターテインメント業界をアップデートするべく、当社の主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら新しいエンタメの形を創出する事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1.	連結財務諸表 計上額 (注)2.
	MX事業	EX事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,787,944	2,696,539	4,484,483	-	4,484,483
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,787,944	2,696,539	4,484,483	-	4,484,483
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	1,787,944	2,696,539	4,484,483	-	4,484,483
セグメント利益	213,697	173,176	386,873	330,866	56,006

(注)1. セグメント利益の調整額 330,866千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の金額は、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)ローソンエンタテインメント	1,063,288	EX事業
(株)ウエス	717,451	EX事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

(単位：千円)

	MX事業	EX事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	1,556	-	1,556
当期末残高	-	12,448	-	12,448

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり純資産額	99.69円
1株当たり当期純損失( )	1.53円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	7,863
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失( )(千円)	7,863
普通株式の期中平均株式数(株)	5,112,080
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	新株予約権4種類(新株予約権 の数92個(普通株式11,300 株))。 なお、概要は「(ストック・オ プション等関係)」に記載のと おりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	512,554
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	2,198
(うち新株予約権(千円))	(2,198)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	510,356
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	5,119,124

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	174,000	413,000	0.60	-
1年内返済予定の長期借入金	187,410	321,473	0.69	-
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	519,175	749,143	0.75	2024年7月～ 2028年6月
合計	880,585	1,483,616	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	331,548	221,874	126,040	69,681

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	862,498	1,862,929	3,494,737	4,484,483
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	65,656	135,533	173,113	51,197
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	48,947	100,854	128,561	7,863
1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失( )(円)	9.58	19.74	25.15	1.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( )(円)	9.58	10.15	5.41	26.65

(注)当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失を算定しております。

訴訟

当社は、ロハス製薬(株)が展開する化粧品ブランドのイメージ毀損を行ったとして、ロハス製薬(株)及びアイア(株)より損害賠償請求訴訟(損害賠償請求金額296,151,489円、訴状受領日2021年5月20日)の提起を受けております。当社は、ロハス製薬(株)及びアイア(株)の主張はいずれも認められるものではないと考えており、裁判において当社の主張を行い、本件の適切妥当な解決を図ってまいります。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	705,479	1,095,732
受取手形	107,858	-
売掛金	552,916	242,881
契約資産	56,401	75,608
商品	-	90
未成業務支出金	50	8,541
前渡金	25,905	-
前払費用	22,253	18,979
未収入金	448	1,224,746
その他	882	41,809
貸倒引当金	3,765	24,190
流動資産合計	1,468,429	2,684,199
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	76,759	45,455
工具、器具及び備品	5,940	4,706
有形固定資産合計	82,699	50,161
無形固定資産		
のれん	-	12,448
ソフトウェア	6,930	5,688
無形固定資産合計	6,930	18,136
投資その他の資産		
投資有価証券	114,950	84,950
関係会社株式	24,645	23,996
出資金	10	10
長期前払費用	13,978	1,675
繰延税金資産	42,923	-
敷金	88,341	57,828
長期未収入金	228,223	72,776
貸倒引当金	228,223	72,776
投資その他の資産合計	284,849	168,460
固定資産合計	374,479	236,758
資産合計	1,842,909	2,920,958

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	277,481	239,719
短期借入金	2 174,000	2 413,000
1年内返済予定の長期借入金	187,410	321,473
未払金	24,209	1 631,214
未払費用	8,973	6,422
未払法人税等	50,971	-
契約負債	212	-
預り金	6,866	29,810
賞与引当金	5,533	-
その他	61,360	-
流動負債合計	797,018	1,641,639
固定負債		
長期借入金	519,175	749,143
固定負債合計	519,175	749,143
負債合計	1,316,193	2,390,782
純資産の部		
株主資本		
資本金	392,951	397,905
資本剰余金		
資本準備金	382,951	387,905
資本剰余金合計	382,951	387,905
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	258,981	257,668
利益剰余金合計	258,981	257,668
自己株式	165	165
株主資本合計	516,755	527,976
新株予約権	9,960	2,198
純資産合計	526,715	530,175
負債純資産合計	1,842,909	2,920,958

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
売上高	3,367,985	1 3,058,502
売上原価	2,521,245	1 2,396,569
売上総利益	846,739	661,932
販売費及び一般管理費	2 615,313	2 605,547
営業利益	231,425	56,385
営業外収益		
受取利息	4	7
保険配当金	515	-
利子補給金	1,504	1,799
貸倒引当金戻入額	4 1,250	-
消費税差額	492	464
その他	644	421
営業外収益合計	4,411	2,694
営業外費用		
支払利息	5,546	8,538
支払解決金	-	1,799
その他	454	202
営業外費用合計	6,001	10,540
経常利益	229,836	48,538
特別利益		
固定資産売却益	-	3 1,636
貸倒引当金戻入額	4 13,000	4 5,000
資産除去債務戻入益	-	2,588
その他	-	523
特別利益合計	13,000	9,748
特別損失		
投資有価証券評価損	5 40,517	-
固定資産除却損	-	6 1,548
関係会社株式評価損	-	7 10,648
特別損失合計	40,517	12,197
税引前当期純利益	202,318	46,090
法人税、住民税及び事業税	58,801	858
法人税等調整額	43,564	43,918
法人税等合計	15,237	44,776
当期純利益	187,081	1,313

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	390,763	380,763	380,763	447,515	447,515	95	323,916	8,224	332,140
会計方針の変更による累積的影響額				1,452	1,452		1,452		1,452
会計方針の変更を反映した当期首残高	390,763	380,763	380,763	446,062	446,062	95	325,369	8,224	333,593
当期変動額									
新株の発行	2,187	2,187	2,187				4,375		4,375
当期純利益				187,081	187,081		187,081		187,081
自己株式の取得						70	70		70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								1,736	1,736
当期変動額合計	2,187	2,187	2,187	187,081	187,081	70	191,386	1,736	193,122
当期末残高	392,951	382,951	382,951	258,981	258,981	165	516,755	9,960	526,715

当事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	392,951	382,951	382,951	258,981	258,981	165	516,755	9,960	526,715
当期変動額									
新株の発行	4,953	4,953	4,953				9,907		9,907
当期純利益				1,313	1,313		1,313		1,313
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								7,761	7,761
当期変動額合計	4,953	4,953	4,953	1,313	1,313	-	11,221	7,761	3,459
当期末残高	397,905	387,905	387,905	257,668	257,668	165	527,976	2,198	530,175

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等.....移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品.....個別法による原価法を採用しております。

未成業務支出金.....個別法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) MX事業

MX事業では、顧客ニーズに応じて、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の各種サービスを提供しております。当該サービスについては、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、合理的に見積ることができる場合は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。なお、約束された対価は、全ての履行義務を充足したのち概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) EX事業

EX事業では、アーティストに関するコンサートやイベント等の入場料により収入が生じております。入場料による収入は、各公演の実施に基づき収益を認識しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、グッズ販売として、公演会場における直接販売やオンラインショップにおける販売により収入が生じております。当該グッズ販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、グッズ販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間の定額法により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

(投資有価証券の評価)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券	114,950	84,950

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

詳細は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)(投資有価証券の評価)2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(単体開示の簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第75条第2項に定める製造原価明細書については、同条第2項ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた有形固定資産の「減価償却累計額」は、当事業年度より各資産項目の金額から直接控除して表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、有形固定資産に表示していた「建物附属設備」102,769千円、「工具、器具及び備品」21,578千円、「機械装置及び運搬具」3,297千円、「減価償却累計額」44,945千円は、「建物附属設備」、「工具、器具及び備品」として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
短期金銭債権	- 千円	1,210,285千円
短期金銭債務	-	606,640

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	500,000千円	700,000千円
借入実行残高	174,000	413,000
差引額	326,000	287,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	- 千円	3,600千円
売上原価	-	7,489

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
役員報酬	72,900千円	86,700千円
給与手当	139,786	116,806
交際費	37,792	67,080
地代家賃	106,184	73,785
業務委託費	58,747	68,444
減価償却費	15,351	12,037
賞与引当金繰入額	5,533	-
貸倒引当金繰入額	-	28,966
おおよその割合		
販売費	13.0%	12.2%
一般管理費	87.0%	87.8%

(表示方法の変更)

前事業年度において、主要な費目として表示していなかった「交際費」及び「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度において主要な費目として表示し、前事業年度の当該金額を注記しております。

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
機械装置及び運搬具	- 千円	1,636千円

4 貸倒引当金戻入額

前事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当社の取引先2社に対する債権を取り立てたため、回収額である14,250千円の貸倒引当金戻入額を計上することといたしました。

当事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

当社の取引先1社に対する債権を取り立てたため、回収額である5,000千円の貸倒引当金戻入額を計上することといたしました。

5 投資有価証券評価損

前事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当社が保有する投資有価証券に区分される有価証券のうち、実質価額が著しく低下したものについて、減損処理を実施したものであります。

当事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
建物附属設備	- 千円	1,548千円

7 関係会社株式評価損

前事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

当社が保有する関係会社株式に区分される有価証券のうち、実質価額が著しく低下したものについて、減損処理を実施したものであります。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2022年6月30日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
関連会社株式	24,645
合計	24,645

当事業年度（2023年6月30日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	10,000
関連会社株式	13,996
合計	23,996

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産		
資産除去債務	1,129千円	503千円
貸倒引当金	71,035	29,385
税務上の繰越欠損金	71,080	87,071
賞与引当金	1,694	-
投資有価証券評価損	12,406	10,921
減損損失	5,373	3,720
その他	4,681	4,748
繰延税金資産小計	167,401	136,349
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	40,711	87,071
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	83,766	49,278
評価性引当額小計	124,478	136,349
繰延税金資産合計	42,923	-
繰延税金資産の純額	42,923	-

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記していた「未払事業税」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「繰延税金資産」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の注記において、「繰延税金資産」の「未払事業税」3,873千円、「その他」808千円は、「繰延税金資産」の「その他」4,681千円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.2	48.0
株式報酬費用	0.3	3.7
住民税均等割	0.4	1.9
のれん償却額	-	0.4
評価性引当額の増減	36.7	16.5
留保金課税	6.8	-
その他	0.1	3.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.5	97.2

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物附属設備	102,769	1,371	35,816	6,684	68,323	22,867
	工具、器具及び備品	21,578	2,923	2,002	3,330	22,499	17,792
	機械装置及び運搬具	3,297	-	3,297	-	-	-
	計	127,645	4,294	41,116	10,014	90,822	40,660
無形 固定資産	のれん	-	14,004	-	1,556	14,004	1,556
	ソフトウェア	9,921	780	-	2,022	10,701	5,013
	計	9,921	14,784	-	3,578	24,706	6,569

(注) 1. 「当期増加額」として主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品：PC購入 2,923千円

2. 「当期減少額」として主なものは次のとおりであります。

建物附属設備：設備売却 34,666千円

工具、器具及び備品：備品売却 2,002千円

機械装置及び運搬具：社用車売却 3,297千円

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しております。

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	231,988	28,966	163,988	96,966
賞与引当金	5,533	-	5,533	-

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

訴訟

「1 連結財務諸表等 (2) その他 訴訟」に記載のとおりであります。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行(株) 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行(株) - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.birdman.ne.jp/">https://www.birdman.ne.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第10期）（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）2022年9月28日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年9月28日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書

（第11期第1四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月14日関東財務局長に提出。

（第11期第2四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2023年2月13日関東財務局長に提出。

（第11期第3四半期）（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月12日関東財務局長に提出。

#### (4) 確認書

事業年度（第10期）（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）2022年9月28日関東財務局長に提出。

（第11期第1四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月14日関東財務局長に提出。

（第11期第2四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2023年2月13日関東財務局長に提出。

（第11期第3四半期）（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月18日関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書

2022年9月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年9月28日

株式会社Birdman

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 木間 久幸  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 浩幸  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Birdmanの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdman及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。なお、前事業年度の財務諸表の監査において監査上の主要な検討事項とした「繰延税金資産の回収可能性」については、当連結会計年度において将来の課税所得の見積りに係る不確実性の程度が低減したと考えられるため、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項としていない。

非上場株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、非上場会社が発行する株式を保有しており、連結貸借対照表に「投資有価証券」として96,329千円（総資産の3.3%）を計上している。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）（投資有価証券の評価）に記載のとおり、会社は、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態及び将来の事業計画等、期末時点で入手可能な情報を基に減損の要否を判断している。</p> <p>当該投資有価証券は、市場価格のない株式であり、発行会社の財政状態の悪化により純資産を基礎とした実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き相当の減損処理を行う必要がある。</p> <p>実質価額の著しい下落により減損処理が行われると、その評価によって損益に重要な影響を及ぼす。また、実質価額が著しく下落した場合に行う将来の事業計画や投資先が属する産業や市場の動向を考慮した回復可能性の検討は、経営者の判断を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、非上場株式の評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 非上場株式の評価に関して、特に投資先の情報の入手及び実質価額の算定のプロセスについて経営者により構築された会社の内部統制を理解した。</p> <p>(2) 経営者への質問、投資先情報及び決算関連資料等の閲覧により、経営環境の理解及び財政状態の悪化の有無とその要因を確かめ、経営者が行った減損の要否に係る判断の妥当性を検討した。</p> <p>(3) 当連結会計年度末後に譲渡が実行された非上場株式について、株式譲渡契約書及び入金証憑を閲覧し、当連結会計年度末時点で経営者が行った減損の要否に係る判断の妥当性を検討した。</p>

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Birdmanの2023年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社Birdmanが2023年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年9月28日

株式会社Birdman

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 木間 久幸  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 浩幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Birdmanの2022年7月1日から2023年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdmanの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 非上場株式の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（非上場株式の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。